

最高裁判所 契約監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成29年1月23日(月) 最高裁判所中会議室
委員	委員長 野澤正充(立教大学大学院法務研究科委員長) 委員 根本清(元会社員) 委員 山内久光(弁護士)
対象期間	平成28年4月1日～平成28年9月30日
1. 契約の現状等の説明	(1) 平成28年度上半期における契約状況について (2) 予定価格の積算方法等 (3) 図書調達の適正な契約のあり方について
2. 個別審議案件 (5件)	契約件名：金杯等の購入 契約金額：3,969,626円 契約締結日：平成28年5月24日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所
	契約件名：最高裁判所ウェブサイトに掲載する裁判例の英訳業務 契約金額：6,486,480円 契約締結日：平成28年4月1日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所
	契約件名：情報化及び全体最適化の推進等に係るCIO等に対する指導・支援・助言等のCIO補佐官業務 契約金額：51,570,000円 契約締結日：平成28年4月1日 契約方式：一般競争入札(総合評価落札方式) 契約庁：最高裁判所
	契約件名：図書及び雑誌等の製本作業 契約金額：2,267,568円 契約締結日：平成28年6月23日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所
	契約件名：最高裁判所庁舎防犯及びITVシステム点検保守 契約金額：1,620,000円 契約締結日：平成28年4月1日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所

次回抽出委員の指定	山内委員を次回委員会における審議案件抽出委員に指定
委員からの意見・質問，それに対する回答等	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし

(別紙)

質 問 ・ 意 見	回 答 等
<p><b>1 契約の現状等の説明</b></p> <p><b>(2) <u>予定価格の積算方法等</u></b></p> <p>(問) 極端な低落札の案件について、結果的に契約履行できないといったことがないようにチェックするということだったが、これまで契約の履行ができないなど実際に困ったような事案はなかったか。</p> <p>(問) 極端な低落札の案件に関し、全てチェックするというのではなく、事案や基準などに応じて、契約履行に関するチェックを行うということか。</p> <p><b>(3) <u>図書調達の適正な契約のあり方について</u></b></p> <p>(問) 図書の購入について、一括調達のメリットはあるのか。</p> <p><b>2 個別審議案件</b></p> <p><b>(1) <u>金杯等の購入</u></b></p> <p>(問) 金杯及び木杯の使用目的からすれば、毎年調達を行っているということか。入札説明書を配布する時期も同じ時期ということか。</p>	<p>(答) 少なくとも近年の最高裁の低落札案件について、契約履行ができなくなったなどという問題は生じていない。</p> <p>(答) 低落札の案件に関し、物品の購入以外については、各省各庁の基準に基づき調査できることになっており、最高裁においても要件を定めて、設定した基準額を下回る場合には調査を実施したうえで最終的な落札者を決定している。</p> <p>(答) 割引率によるところではあるが、六法全書等全庁で必要になるものについては、購入する冊数が多いため、スケールメリットがあると考えている。</p> <p>(答) 毎年、ほぼ同時期に調達を行っている。</p>

<p>(問) 一者入札について問題意識を持っているようであるが、業者への働きかけについて、広く知らせるためにどのような方法をとっているのか。</p>	<p>(答) 入札公告をインターネット上に掲載する方法により、多くの業者が閲覧可能な状態としている。</p>
<p>(問) そうであるとする、業者に対して周知はしているけれども、なかなか応札してくれないということなのか、それとも、そもそもあまり知られていないということになるのか。</p>	<p>(答) 後者に該当するのではないかと考えられるため、業者に対する働きかけを積極的に行っていきたいと考えている。</p>
<p>(問) それは個別の業者に対して電話をかけて周知していくという方法を考えているということか。</p>	<p>(答) そういう周知方法になると考えている。例えば、過去の調達記録を確認し、記録上に記載されている業者にあたっていくという方法も考えている。</p>
<p>(問) 実際に業務を扱える応札可能な業者は複数者いるのか。</p>	<p>(答) インターネットなどで確認をすると、金杯や木杯を扱っている業者は複数者いるので、同者に連絡をする方法もあると考えている。この点については、今後の検討課題とさせていただきたい。</p>
<p>(意見) 一者のみ密に連絡をする方法は若干の違和感もある。確かに、周知方法についての制約は多いとも思われるが、周知を欠いているのであれば、競争の前提を欠くことに繋がるため、周知のための個別の働きかけを行うことが相当ではないかと考える。</p>	
<p><b>(2) <u>最高裁判所ウェブサイトに掲載する裁判例の英訳業務</u></b></p>	
<p>(問) 落札業者の統一資格の等級は何か。</p>	<p>(答) 本業者はC等級である。なお、本件調達はC等級案件であるが、上位</p>

<p>(問) 対象を広げた上で2者の入札参加となっているということか。</p> <p>(問) 入札説明書を受領した13者の技術力等はどの程度か。</p> <p>(問) 受注者の技術力確保が重要であることは理解したが、今後、応札者をどのように増やしていくのか。</p> <p>(問) 成果物の内容確認は誰が行っているのか。</p>	<p>A等級まで対象を拡大している。</p> <p>(答) そのとおりである。ただし、入札説明書は13者が受領している。</p> <p>(答) 実際に技術審査願は提出されておらず、能力の確認はできていない。</p> <p>(答) 業者へのヒアリングを継続し、一定のレベルにある業者に対してアプローチしていく必要があると考えている。</p> <p>(答) 検査職員が日本語訳と対照して確認している。</p>
<p><b>(3) <u>情報化及び全体最適化の推進等に係るCIO等に対する指導・支援・助言等のCIO補佐官業務</u></b></p>	
<p>(問) CIO補佐官というのは、CIOという役職の方がいて、何か問題があったり、分からないことがあったりした場合にサポートする業務を担うというイメージでよいか。</p>	<p>(答) そのとおりである。CIOである情報政策課長に限らず、情報政策課が業務を進める上で確認を求める必要が生じた場合等に、CIO補佐官から助言を受けている。</p>
<p>(問) 本件の予定価格の積算について説明されたい。</p>	<p>(答) 概要は、仕様書記載のCIO補佐官等の業務単価につき市場調査を実施した上で、その結果を踏まえて適正な単価を算出し、その単価に仕様書記載の作業時間を乗じる方法により積算している。</p>
<p>(問) CIO補佐官は、裁判所の情報施策について大きな流れを担っていると思うが、裁判所のシステム全体を最適にする視点からすると、ある程度連続性が必要になると思うが、連続性の確保はどのように考えているのか。</p>	<p>(答) 連続性を維持するため、業者が交代する時に、裁判所のシステムの状況や、裁判所の情報施策の流れについて十分な説明を行うことなどが必要であると考えている。</p>

<p>(問) 他の官公庁の調達制限や参加資格要件も同様ということによいか。</p> <p>(意見) 他の官公庁の参加資格要件と比較してみられてはどうかと思う。</p> <p>(問) C I O 補佐官は、裁判所においては最高裁のみに設置しているという理解によいか。</p>	<p>(答) 本業務を受注することに伴う調達制限については、他の省庁も同様に制限している。受注者に求める要件については、他の省庁の情報は持ち合わせていない。</p> <p>(答) はい。</p>
<p><b>(4) <u>図書及び雑誌等の製本作業</u></b></p> <p>(問) この契約で求める補修は難しい作業なのか。</p> <p>(問) そうであれば、補修のレベルを明確にした場合、入札参加者は増えることになるのか。</p>	<p>(答) 業者にはハードカバーをつけるだけの補修をお願いしている。完全にボロボロになった本の補修等については、この契約の対象外である。</p> <p>(答) そのように考えている。</p>
<p><b>(5) <u>最高裁判所庁舎防犯及び I T V システム点検保守</u></b></p> <p>(問) 平成 2 9 年度から性質随意契約にするということか。</p> <p>(問) システム発注の際に、保守・点検作業も一体で発注するという考え方はないのか。</p> <p>(問) 警備に関するソフトウェアの使用に</p>	<p>(答) そのとおりである。</p> <p>(答) 設備導入の際に保守まで含めることも考えられたと思うが、当時のカタログや記録が見当たらないため、どのような調達を行ったかは不明である。</p> <p>(答) ない。</p>

当たって、特に不都合等はないのか。

(意見) 本件調達を性質随意契約とすることに問題はないものとする。